

## **VI その他の危機への対応**

1. システム障害
2. 施設の管理不備による事故
3. 感染症の集団発生（新型インフルエンザ）

## VI その他の危機への対応

### 1. システム障害

**事例：** 学術情報基盤センターにおいて、ウイルス感染している可能性があると思われるパソコンが検知された。通信は現在も継続中であり、直ちにパソコンを管理する各部局のネットワーク委員へ連絡し、早急に利用者の特定、状況確認を行うよう依頼したところ、A学部ネットワーク委員より、利用者が特定できず対応に時間を要するとの連絡が入った。

引き続き、通信が確認され、その後も状況が改善されないため、やむを得ないと判断し当該部局のネットワークを緊急遮断した。

その後、利用者が特定され、ウイルス感染の事実を検知し、また学内外へ二次的ウイルス感染被害等を与えており、多数の問い合わせがあった。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 対応・応急措置

当該部局ネットワーク委員等は、パソコン利用者の当該機器のネットワークからのケーブル切断を行い、ウイルス感染の有無を確認します。

当該機器へのウイルス感染が確認された場合、速やかに被害の実態確認を行います。

##### ② 被害状況の確認

当該部局ネットワーク委員等は使用者本人等より詳細情報（被害の真偽、発生日時、発生場所、被害内容、被害規模、発生原因等）を入手します。

事実関係の確認を行うとともに正確・迅速に情報の一元化を図り、学術情報基盤センターに連絡します。

学術情報基盤センターは情報企画推進室と連携して、引き続き被害の詳細についての情報収集を行います。

##### ③ 危機管理レベル判定（別表1参照）

学術情報基盤センターからの連絡を受けた総務部情報企画推進室長代理（連絡調整窓口）は、速やかに全学情報ネットワーク委員会委員長及びCIO（情報化統括責任者＝理事（情報担当））に連絡を取り、危機レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

異常を検知した学術情報基盤センター職員は、直ちに当該部局ネットワーク委員等へ連絡をします。当該部局ネットワーク委員等は、危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告のうえ、調査を開始します。

利用者の特定に時間を要するなどの場合は、当該部局ネットワーク委員等は学術情報基盤センターに連絡し状況報告を行います。連絡を受けた学術情報基盤センター職員は、当該部局の状況を全学情報ネットワーク委員会委員長及び情報企画推進室長代理（連絡調整窓口）に報告します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、必要に応じて学長、理事（情報担当）に報告を行います。

また、危機レベル2以上と判断された場合には、情報企画推進室長代理は総務部

総務課長に連絡します。

### (3) 対策本部

#### ① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統は別表2のとおりとします。

#### ② 被害状況の把握

全学情報ネットワーク委員会委員長は、当該部局ネットワーク委員等と連絡を密にし、被害状況の確認・把握を行います。また学術情報基盤センターにウィルスの調査分析を行うよう指示し、必要な場合は職員を派遣し対応に当たさせます。

情報企画推進室長代理は教職員へウィルス感染被害発生を報告し、二次的ウィルス感染被害を防止するよう注意、喚起します。

#### ③ 調査委員会設置の判断、メンバーの選定

障害の状況を踏まえ、その必要を認めた場合、調査委員会を設置し、委員会メンバーの選定を行います。

#### ④ 調査委員会での調査

調査委員会では、障害に関わる全ての情報を収集し、事実関係に基づき障害の原因や問題点を調査・究明するとともに、障害に関わる情報を整理、記録し、報告書としてまとめます。

### (4) 学外対応

#### ① 報道機関等への対応

全ての情報は、速やかに総務部総務課長、情報企画推進室長代理へ報告することとし、報道機関等外部への対応は連絡調整を総務課長、問い合わせへの対応を情報企画推進室長代理が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

#### ② 文部科学省への報告

理事（情報担当）の指示により、総務部長又は情報企画推進室長は障害の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

### (5) 事後対策・再発防止

#### ① 大学の信頼回復

大学全体で、情報セキュリティポリシーの徹底と意識向上を計り、安全快適なネットワーク環境を構築できる体制を整えるようにします。

#### ② 学生・職員への通知

調査委員会の結果報告と大学としての今後の対応策を全学に通知します。

#### ③ 再発防止策の検討

学生・職員へ情報漏えい防止に関するマニュアル作成や講習会等を開催し、セキュリティ意識向上と被害の再発防止を図ります。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>ファイル交換ソフト、VPN等の利用、不正アクセスによる情報漏えい・改竄、若しくは外部からのウイルス感染の可能性、又は落雷等によるシステム障害発生情報が入った。</p> <p>ファイル交換ソフト、VPN等の利用、外部からの不正アクセスの確認</p> <p>機器の障害等が確認された。</p> <p>苦情等の連絡は入っていない状況である。</p> <p>【当該部局のみで対応可能なもの】</p>	<p>ファイル交換ソフト、VPN等の利用、不正アクセスによる情報漏えい・改竄、若しくは外部からのウイルス感染の可能性、又は落雷等によるシステム障害が発生している。</p> <p>漏えい・改竄された情報の内容、感染したウイルス、又はシステム障害が深刻な被害、又は、業務への重大な支障をもたらすものではない。</p> <p>学生、教職員若しくは学外者からのクレームの電話またはメールが届いたが少数である。</p> <p>報道機関からの事実確認の照会または取材の申し込みがあった。</p> <p>【2部局以上、若しくは外部に影響が生じるもの】</p>	<p>ファイル交換ソフト、VPN等の利用、不正アクセスによる情報漏えい・改竄、若しくは外部からのウイルス感染の可能性、又は落雷等によるシステム障害が発生している。</p> <p>漏えい・改竄された情報の内容、感染したウイルス、又はシステム障害が深刻な被害、又は、業務への重大な支障をもたらしている。</p> <p>学生、教職員若しくは学外者からクレームの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関からの事実確認の照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
当該部局ネットワーク委員会	緊急対策本部の設置を検討  必要に応じて、調査委員会を設置	緊急対策本部を設置  調査委員会を設置

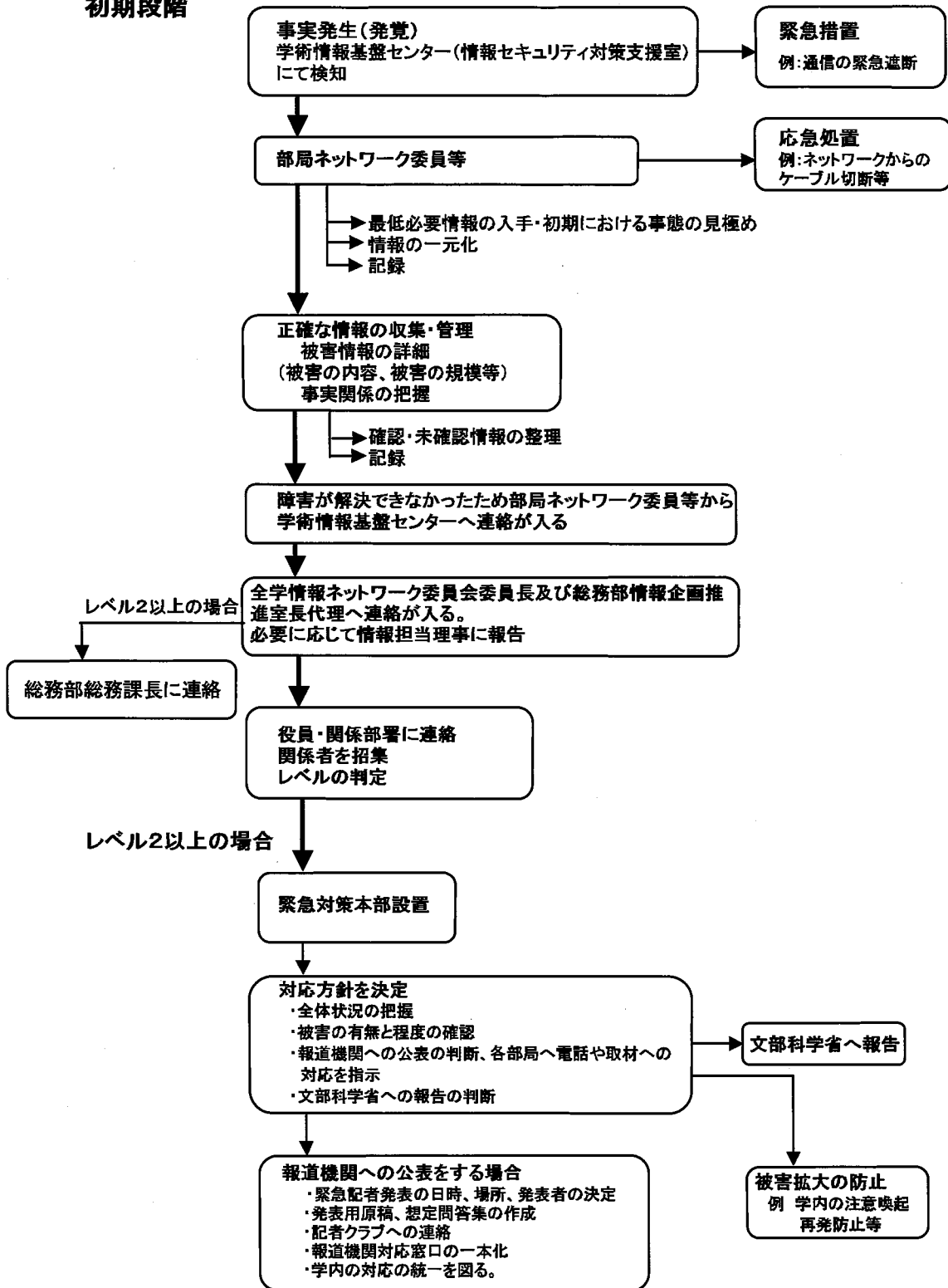
別表 2

## システム障害発生時の対応

名 称	構 成 員	
対策本部	本部長：学 長 副本部長：CIO（理事（情報担当）） 本 部 員：CIO補佐官（学長補佐、学術情報基盤センター長）、 理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局長、情報企画推進室長、 関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者	
調査委員会	全学情報ネットワーク委員会委員長（学術情報基盤センター長）、 全学情報ネットワーク委員会委員、情報企画推進室長代理	
連絡調整窓口 （学内対応）	情報企画推進室長代理	
学外対応	報道機関対応	調整窓口：総務課長 問い合わせ対応：情報企画推進室長代理
	文部科学省対応	担当部長又は情報企画推進室長代理

## システム障害発生時の対応

### 初期段階



### 次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。

## VI その他の危機への対応

### 2. 施設の管理不備による事故

事例：多数の教職員、学生が建物の脇を歩行していたところ、建物の壁が多量に崩落し降りかかってきた。

近くを通りかかった教員Nが複数の教職員、学生が倒れていることを発見した。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 状況把握と初期対応

事故を発見した教職員は、近くにいる者に事故の発生を伝えるとともに助けを求め、当該部局担当係へ事故発生を直ちに知らせます。また、協力して倒れている負傷者を現場周辺から遠ざけ、負傷の程度を確認して保健管理センターへ連絡を行い、可能な応急措置を施します。負傷の程度に応じて救急車(119番)の出動要請を行い、事故の状況に応じて警察(110番)への連絡を行います。

なお、周囲に協力者がいない場合や、新たな事故が発生するような状況にある場合には、二次災害の恐れがありますので単独での救護を見合わせ、事故発生の連絡を優先します。

##### ② 情報の確認と二次災害の防止

連絡を受けた当該部局担当係は、事故現場に急行し初期情報の確認を行い、協力して被害者の救護措置を行います。また、二次災害の防止のため現場周辺への立ち入り禁止の措置を行います。

##### ③ 危機管理レベルの判定（別表1参照）

部局から連絡を受けた施設部企画課長は、速やかに理事（危機管理担当、施設管理担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

教職員からの報告を受けた各部局担当係は、初期対応を行い確認した情報を当該部局の危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告するとともに、直ちに企画課長（連絡調整窓口）へ連絡します。また、負傷者が発生した場合には、学生部学生生活課長（負傷者が学生）、総務部人事課長（負傷者が教職員）にも連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（危機管理担当、施設管理担当）に報告を行います。なお、事案の内容が危機レベルが2以上と判断された場合には、企画課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

##### ② 警察・消防署等への連絡

緊急に警察・消防署等に通報する必要がある場合は、事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行います。

##### ③ 学生・教職員への連絡

学生及び教職員に対して、二次災害防止のために事故のあった建物周辺に近づかないように各部局の担当係を通じて周知を行います。

##### ④ 被害者の家族等への連絡

負傷した学生の保護者、教職員の家族等への連絡は、当該学生や教職員の所属す

## VI-2 施設の管理不備による事故

る部局の担当係が行うこととし、事故への対応の経過や本人の状況、搬送先などを伝えます。

### (3) 対策本部

#### ① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

#### ② 状況の把握

関係部署と連絡を絶えずとり、負傷者の有無、程度などの被害状況の把握を行います。

#### ③ 部局等へ対応の指示

対策本部は、被害者への対応や事故現場周辺の管理など今後の事故の拡大を防ぐ方法の検討等について、特に必要を認めた場合、関係部局に適切な指示を行います。

### (4) 学外対応

#### ① 被害者等への報告・謝罪

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応は、原則として建物を管理する部局の部局長等が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

#### ② 報道機関等への対応

報道機関等外部との連絡調整は総務課長が、建物の被害等の施設に関する事項についての問い合わせへの対応は企画課長、被害者についての対応は学生生活課長又は人事課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関からの取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

#### ③ 文部科学省への報告

理事（危機管理担当、施設管理担当）の指示により、施設に関する報告については施設部長又は企画課長が、人的な被害についての報告は学生部長（学生生活課長）、総務部長（人事課長）が文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

### (5) 事後対策・再発防止

#### ① 被害者への対応

当該部局長等は、負傷した学生・教職員を見舞い、本人やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

また、負傷した学生・教職員やその周囲の学生・教職員でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行うこととし、必要に応じて相談窓口を開設して、被害者の対応にあたります。

#### ② 教職員への周知

教職員に対して、発生事例の公表を行うとともに施設の保守・管理に対する意識の改革を喚起します。

#### ③ 再発防止策の検討

事態の収束後には、発生事例の原因究明及び分析と並行して学内の危険箇所についての再点検を行うなど、管理体制の見直しを行い、教職員等に対して事故防止策を周知徹底します。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
建物の壁の崩落が発生し、人を傷つけるのに十分な量の壁の破片が、人を傷つける可能性が高い場所で落ちている。あるいは、建物の壁の崩落により入院を必要としない軽傷者が発生した。	建物の壁の崩落が発生し、負傷の程度は軽傷であるが、多数の負傷者が発生した。  入院を必要とする重傷者が発生した。  学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。  報道機関から事故に関して照会または取材の申し込みがあった。	建物の壁が多量に崩落し、建物自身の安全性が保てない。被害拡大の傾向にある。  負傷者が多数であり、大半が重傷者である。または死者が発生した。  学生または保護者、学外者から問い合わせの電話またはメールが多数である。  報道機関から事故に関して照会または取材の申し込みが殺到している。
当該部局による調査  関係者のヒアリング	緊急対策本部の設置を検討  被害者相談窓口の設置	緊急対策本部の設置  被害者相談窓口の設置

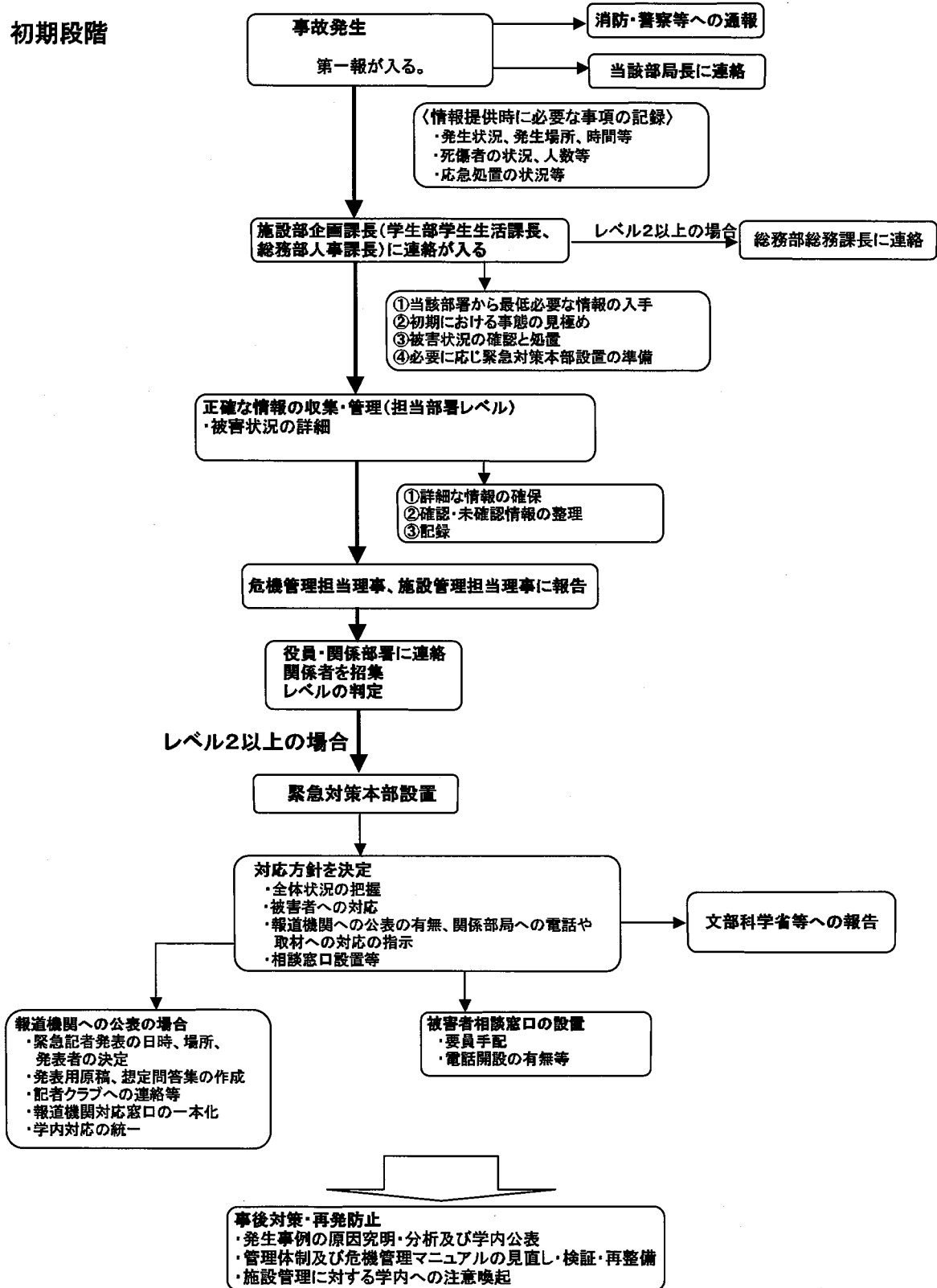
別表 2

## 施設の管理不備による事故時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	本部長：学長 副本部長：理事（施設管理担当） 本部長員：理事（危機管理担当）、事務局長、関係部局長、施設部長、企画課長、建築課長、設備課長、関係部局事務（部・課）長、 その他必要と認められる者	
被 害 者 相 談 窓 口	学生：学生部学生生活課長 教職員：総務部人事課長 その他学外者：事務局担当課長 産業医、その他必要と認められる者	
連 絡 調 整 窓 口 (学 内 対 応)	施設部企画課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長 問い合わせ対応：企画課長 (学生生活課長、人事課長)
	文部科学省等対応	施設部長又は企画課長 (学生部長又は学生生活課長、 総務部長又は人事課長)

## 施設の管理不備による事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、  
 再発防止に努める姿勢等を明らかにし、信頼回復を図る。

## VI その他の危機への対応

### 3. 感染症の集団発生(新型インフルエンザ)

他国においてヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認された。  
感染集団は小さく限られており、我が国では発生していない。

新型インフルエンザをめぐる最近の動向については、現在は、ヒトからヒトへの感染は基本的に見られない段階(フェーズ3※)であるものの、鳥インフルエンザの流行は、東南アジアを中心に継続しており、新型インフルエンザが発生する危険性は依然として高いレベルにあります。

文部科学省では、平成18年9月に「文部科学省新型インフルエンザ対策行動計画」を決定し、各国公私立大学長を含む関係機関に通知したところです。この行動計画は、平成17年11月に政府として決定された「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、文部科学省及び関係機関が行うべき対応等を記載したものです。

鹿児島大学では、これらを踏まえ、平成18年12月に「鹿児島大学における新型インフルエンザへの対応体制等について」という行動計画を策定し、対応体制、対応事項及び対応部署等を明確にしています。

(※フェーズについて)

フェーズ4A…ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内では発生していない状態

フェーズ5A…ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られ、パンデミック発生のリスクが高まるが、国内では発生していない状態

フェーズ6A…パンデミック(世界的大流行を呈する状況)が発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大しているが、国内では発生していない状態

フェーズ4B…ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。国内でも発生が見られる状態

フェーズ5B…ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られる。国内でも発生が見られ、パンデミック発生のリスクが高まっている状態

フェーズ6B…パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に拡大している。国内でもパンデミックが発生し、厚生労働大臣から非常事態宣言(国内対策強化宣言)が出される状態

#### (1) 対応体制

世界のいずれかの国で新型インフルエンザ感染が確認されたが、感染集団は小さく限られており、日本国内では発生していない状態から、パンデミックが発生し、国内でも大流行している状況まで、新型インフルエンザの発生、感染拡大には、時間的な経緯があることが想定されます。

対応が求められる事柄としても、文部科学省等から示される情報の周知から、大学や附属施設等の封鎖まで、時間的な経緯を重ねて進めていくこととなると思われます。

このことから、鹿児島大学では、対応体制を2段階に分け、主な対応が情報提供や意識啓発である第1段階では、担当課長レベルで迅速に対応できるようにしています。

事態が進行し、県内で新型インフルエンザ感染が発生した場合や、鹿児島県では発生

していないが他の複数県で発生している場合など、第2段階では、学長を本部長とし、関係理事、関係施設等の長、事務局長、関係部長等で構成する対策本部に置いて、文部科学省等からの要請を踏まえて対応を進めることとしています。

**【第1段階】（フェーズ4A及びフェーズ4Bの県内非発生の段階）**

① 鹿児島大学新型インフルエンザ対策会議の設置

文部科学省から各大学等に要請がなされ次第、速やかに「鹿児島大学新型インフルエンザ対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、同会議の下で、文科省からの要請への対応を行うとともに、状況が悪化した場合に必要な対応事項を洗い出します。

対策会議は、学長（議長）、総務担当理事、教育・学生担当理事、国際交流担当理事、事務局長、総務部長、学術国際部長及び学生部長で構成し、対策会議の事務は、総務課が主管し、関係部課が参画します。

② 新型インフルエンザ対策担当課長会議の設置

対策会議の下に、新型インフルエンザ対策担当課長会議（以下「担当課長会議」という。）を設置します。

注意喚起や情報の周知など、比較的事務的対応が可能な事項で、かつ至急に対応する必要がある事項については、担当課長会議において決定し、対策会議に報告することとしています。

担当課長会議は、総務課長、人事課長、国際事業課長、留学生課長、教務課長及び学生生活課長で構成します。

**【第2段階】（フェーズ5～6A、4Bの県内発生及び5B～6Bの段階）**

① 新型インフルエンザ対策本部の設置

文部科学省から各大学等に要請がなされ次第、速やかに「鹿児島大学新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、同本部の下で、文科省からの要請への対応を行います。

対策本部は、学長（本部長）、総務担当理事（副本部長）、教育・学生担当理事、国際交流担当理事、保健管理センター所長、医学部・歯学部附属病院長、事務局長、総務部長、学術国際部長、学生部長及びその他本部長が必要と認める者で構成し、対策本部の事務は、関係部課の参画を得て、総務課が主管します。

② 新型インフルエンザ対策担当課長会議の設置

対策本部の下に、引き続き、新型インフルエンザ対策担当課長会議を設置し、担当課長会議は、対策本部の下で、必要な対応事項について検討します。

担当課長会議の構成は、第1段階と同様です。

**(2) 対応事項及び担当部署**

大学等が対応を要請される事項は、文部科学省の行動計画において、フェーズに応じて定められています。

本学では、これを踏まえて、大学として対応する事項と担当部署を、下表のとおり、フェーズに応じて明確化しています。

新型インフルエンザの発生、感染は、いつ起こっても不思議ではない状況と言われており、発生した場合には、関係部課と部局等が緊密に連携する必要があることから、役員や部局等の長のみならず広く教職員が目を通し、念頭に入れておく必要があります。

## 【4 A段階】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等について、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について確認する。	総務部総務課、各部局等
③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。	総務部総務課、医学部・歯学部附属病院
④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員がいる場合、風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられるよう周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑥発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑧発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等

## 【5 A段階】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項等についての情報、海外での拡大に関する情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について十分に確認しておく。	総務部総務課、各部局等
③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。	総務部総務課、医学部・歯学部附属病院
④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型イン	総務部総務課、人事課、学

VI-3 感染症の集団発生

フルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。	術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられるように周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑥留学中の全日本人学生との連絡体制を確保する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑧海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等

【6 A段階】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項等についての情報、海外での拡大に関する情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について十分に確認しておく。	総務部総務課、各部局等
③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。	総務部総務課、医学部・歯学部附属病院
④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、より一層冷静な対応をとるよう周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑥留学中の全日本人学生との連絡体制を確保し、安否確認を行う。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、留学中の学生に対して帰国等の適切な指導を行うとともに、留学予定の学生の派遣については、自粛を含め、再検討させる。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑧海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた	学術国際部留学生課、学生

全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。	部教務課、各部局等
--	-----------

## 【4B段階】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導を徹底する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
②学生及び保護者等に対しては、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られた場合には、医療機関等に相談するよう指導する。	総務部総務課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
③予防のためには、人混みを避けるとともに、外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いの励行が重要であり、新型インフルエンザが発生した地域においては、これらの留意事項が徹底されるよう指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
④発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、各大学等が国及び地方公共団体の保健部局からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておく。	総務部総務課、医学部・歯学部附属病院
⑤学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請に対し速やかに協力するよう要請する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑥特に、学生に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、国及び地方公共団体から発表される情報を踏まえ、出校停止等の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。	総務部総務課、学生部学生生活課、保健管理センター
⑦学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、大学等の全体又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑧患者等又は患者等と接触した者が関係する地域においては、大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて必要に応じ検討すること。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑨大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合は、その範囲や期間等について、ウイルスの感染力等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑩学生の出校停止等や大学等の全部又は一部の臨時休業の	総務部総務課、人事課、学

### VI-3 感染症の集団発生

措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。	生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑪外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知すること。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑫発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑬学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑭発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等

#### 【5B段階】

対応事項	担当部署
①文部科学省等から示される情報、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導を徹底する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
②学生や保護者に対しては、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られた場合には、医療機関等に相談するよう指導する。	総務部総務課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
③予防のためには、全国において、人混みを避けるとともに、外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いが徹底されるよう指導する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
④発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、各大学等が国及び地方公共団体の保健部局からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておく。	総務部総務課、医学部・歯学部附属病院
⑤学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請に対し速やかに協力するよう要請する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑥特に、学生に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、国及び地方公共団体から発表される情報を踏まえ、出校停止等の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。	総務部総務課、学生部学生生活課、保健管理センター
⑦学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、大学等の全体又は一部の臨時休業の措置を講じる	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、

ことについて、ただちに検討し、適切に対処する。	保健管理センター、各部局等
⑧患者等又は患者等と接触した者が関係する地域においては、大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることに必要に応じ検討する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑨大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合は、その範囲や期間等について、ウイルスの感染力等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑩学生の出校停止等や大学等の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。	総務部総務課、人事課、学生部教務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑪海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知する。	総務部総務課、人事課、学術国際部国際事業課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、各部局等
⑫外出の自粛が勧告されるものと想定されるため、その趣旨の周知を徹底する。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、保健管理センター、各部局等
⑬留学中の全日本人学生との連絡体制を確保する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑭学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等
⑮海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。	学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等

## 【6 B段階】

対応事項	担当部署
①（第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される予定であり、）大学等の閉鎖を行い、極力外出を控えることと併せて、閉鎖期間中の各大学等と学生との連絡方法を明確にし、閉鎖期間中の学生生活について十分な指導を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、保健管理センター、各部局等
②（第1波後の小康状態期においては、）文部科学省及び各部局等との連携体制を再度確認する。	総務部総務課
③（第1波後の小康状態期においては、）文部科学省等からの通知等を踏まえ、学生や教職員が新型インフルエンザと疑われる症状を呈した場合や感染が確定した場合の対応等について、第2波の到来に備え十分に周知を行う。	総務部総務課、人事課、学生部学生生活課、学術国際部留学生課、保健管理センター、各部局等
④海外渡航等については、政府からの指示を踏まえ再検討するよう周知する。	総務部人事課、学術国際部国際事業課、留学生課、学

VI-3 感染症の集団発生

<p>⑤（第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される予定であり、）引き続き、留学中の全日本人学生との連絡体制を確保し、安否確認を行う。</p>	<p>生部学生生活課、各部局等 学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等</p>
<p>⑥学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、留学中の学生に対して帰国等の適切な指導を行うとともに、留学予定の学生の派遣については、自粛を含め、再検討させる。</p>	<p>学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等</p>
<p>⑦海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。</p>	<p>学術国際部留学生課、学生部教務課、各部局等</p>